

伊自良中校区小中学校
保 護 者 様

山縣市立伊自良南小学校 校長 杉山多美子
山縣市立伊自良北小学校 校長 岡山 敏明
山縣市立伊自良中学校 校長 宮崎 智和

気象警報発表中の登下校等について

気象警報発表の際の登下校等について下記のとおりとします。各家庭においても、気象情報の把握に努めるとともに、より安全な対応をお願いいたします。

記

いかなる場合においても、児童生徒の生命と安全の確保を第一に考え、早めに判断すると共に、学校・家庭・地域の連携、伊自良中校区の小中学間の連携を図って対応します。

1 警報(すべての気象警報のいずれか)の発表時における登下校及び自宅待機について

(1) 児童生徒が登校する前に、警報(すべての気象警報のいずれか)が発表された場合

- ① 午前6時30分前までに解除された場合は、安全に気を付け、平常通り登校させてください。
 - ・ただし、道路や橋の決壊、家屋や樹木の倒壊等により登校が危険な場合は、登校させないでください。
- ② 午前6時30分までに解除されなかった場合は、自宅待機とします。
 - ・午前10時までには解除された場合は、2時間後に登校させてください。
 - ・午前10時に警報が継続中であった場合は、学校を休業とするので登校させないでください。

(2) 児童生徒の登校後に警報(すべての気象警報のいずれか)の発表が予想される場合

- ① 児童生徒の登校後に暴風警報の発表が予測されるなど、今後の気象状況や交通や道路、河川の状況等を判断して、警報発表前に学校を休業する場合があります。
なお、前日及び当日の始業前に、学校の休業を決定した場合には、保護者に連絡します。

(3) 児童生徒が登校してから、警報(すべての気象警報のいずれか)が発表された場合

- ① 警報が発表されたときは、児童生徒を学校内に待機させます。
- ② 下校は、原則として警報解除後とします。
 - ・その際は、気象状況や交通や道路、河川の状況、児童生徒の居住地等の安全を確認し、下校できると認められた場合には、授業を打ち切り、速やかに下校させます。
 - ・児童生徒の安全を優先して、警報発令の有無にかかわらず保護者への引き渡しを行う場合があります。学校内の指定した場所にお越しくください。保護者への引き渡しができない場合は、学校内で待機させます。
- ③ 自宅への到着確認を行います。

2 注意報等が発表された場合について

(各種の「気象注意報」や「竜巻注意情報」「土砂災害警戒情報」が発表された場合)

- ① 登校時に発表されているときは、安全に気を付けて登校させてください。
 - ・ただし、登校することが危険と思われる場合は、自宅で待機させてください。
- ② 学校は、気象状況や校区の実情を把握し、安全を考慮して、自宅待機や学校待機、授業打ち切り等の措置をとることがあります。
 - ・「安心ネット」や緊急連絡網などで連絡することがありますのでご留意ください。

3 給食の実施について

- ① 授業打ち切り等の措置をする際、児童生徒の安全を最優先し、給食について考慮しません。
- ② 警報解除後に登校するなどして、通常給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する場合があります。
- ③ 児童生徒を長く学校に待機させ、食事をとらせる必要がある場合には、教育委員会と協議し、市の防災備蓄非常食を支給することがあります。

東海地震に関連する情報を受けた場合及び 大地震が発生した場合の登下校等について

東海地震に関する予兆が観測された場合、発生 of 切迫感に応じて、「観測情報〈カラーレベル青〉」「注意情報〈カラーレベル黄〉」「予知情報〈カラーレベル赤〉」の3つの段階の情報が公表されます。

また、実際に大地震が発生した場合も考えられます。それぞれの情報について、下記のとおり対応します。

記

いかなる場合においても、児童生徒の生命と安全の確保を第一に考え、早めに判断すると共に、学校・家庭・地域の連携、伊自良中学校校区の小・中学間の連携を図って対応します。

1 東海地震に関連する情報を受けた場合の対応

(1) 「観測情報」〈カラーレベル青〉の場合

- ・防災対応は特に必要ないので、通常通り授業を行います。

(2) 「注意情報」〈カラーレベル黄〉の場合

- ・地震の前兆現象である可能性が高まった場合であるので、学校は地震対策本部を設置します。
- ・児童生徒は、登校前であれば、自宅で待機し、学校からの連絡を待たせてください。

(3) 「予知情報」〈カラーレベル赤〉の場合

- ・地震の発生の恐れがあると判断した場合であり、ほぼ同時に「警戒宣言」が出されます。
- ・学校は、ただちに地震対策本部を設置します。

在 校 時	すべての活動を止め、児童生徒を安全な場所(運動場または体育館等)に避難させ、解除されるまで避難場所にとどませます。解除されたら下校させます。その際、児童生徒の下校は、引き渡しを原則とします。引き渡しの遅れる児童生徒については、学校内の安全な場所で待機させます。食事をとらせる必要があるときは、市の防災備蓄非常食を支給することがあります。
校外学習時	安全な場所へ避難させ、安全が確認されたり、指示があつたりするまで避難した場所を離れないようにします。
登 下 校 時	可能な範囲で安全な場所に避難させるとともに、解除されるまで避難した場所を離れないように指導しておいてください。学校に登校した場合には、在校時と同様の対応とします。 予知情報・警戒宣言が解除されたら、学校は、児童生徒の居場所の確認および登校もしくは帰宅の指示を出します。
登 校 前	午前6時30分までに解除されなかった場合は、休業とします。 午前6時30分までに解除された場合は、安全に留意して登校させてください。ただし、道路や橋の決壊、家屋や樹木の倒壊等で登校するのに危険な場合は、登校させないでください。

2 山県市で震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・東海地震に関連する情報(3)「予知情報」〈カラーレベル赤〉(警戒宣言)の場合と同様の対応をします。

3 山県市で震度3以上の地震が発生した場合

- ・児童生徒の在校時に震度3以上の揺れが観測された場合には、学校は生徒の安全を確認します。また、必要に応じて保護者に安否状況を知らせます。

※ 地震等の大災害に関する対応では、停電等によりメールや電話での連絡が必ず確保できるとは限りません。このマニュアルをもとに児童生徒の安全を最優先に対応しますので、ご承知おきください。